



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2020年6月

No.61

特集

【特集】民事執行法の改正 ～第三者からの情報取得手続の新設～

エールながさきでは、養育費不払いについてのご相談をお受けすることが多々あります。

前号では、民事執行法の改正により『財産開示手続』が見直され、①債務名義の範囲の拡大②支払い義務者に対する罰則の強化によって養育費の回収がしやすくなったことをお伝えしました。

今回は、『財産開示手続の見直し』に加え、新たに設けられた『第三者からの財産情報取得手続』についてご説明します。

■『第三者からの財産情報取得手続』の活用 ※ Q&A 方式でご説明します

Q：公的文書で養育費の取決めをしたのに、支払ってもらえません。

強制執行（差押え）できますか？

A：債務名義があれば、裁判所に強制執行の申立てができます。

Q：債務名義とは何ですか？

A：取り決めた養育費の内容を明らかにした公の文書のうち、これを基に強制執行をすることが法律上認められているもの。

（例：強制執行認諾文言付き公正証書・調停調書・執行証書・審判書等）

Q：強制執行の申立てを行うには、どのような準備が必要ですか？

A：まず、相手（支払い義務者）のどの財産を差し押さえるかを特定する必要があります。

Q：「相手の財産がわからない」「勤務先、預貯金もわからない」など、財産を特定できない場合どうしたらいいでしょうか？

A：民事執行法を活用して、支払い義務者の財産を特定する2つの方法があります。

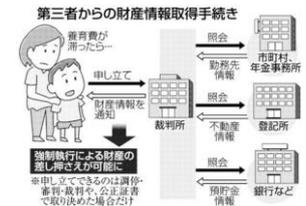
方法① <<財産開示手続>>（※詳細はエール通信60号をご覧ください）

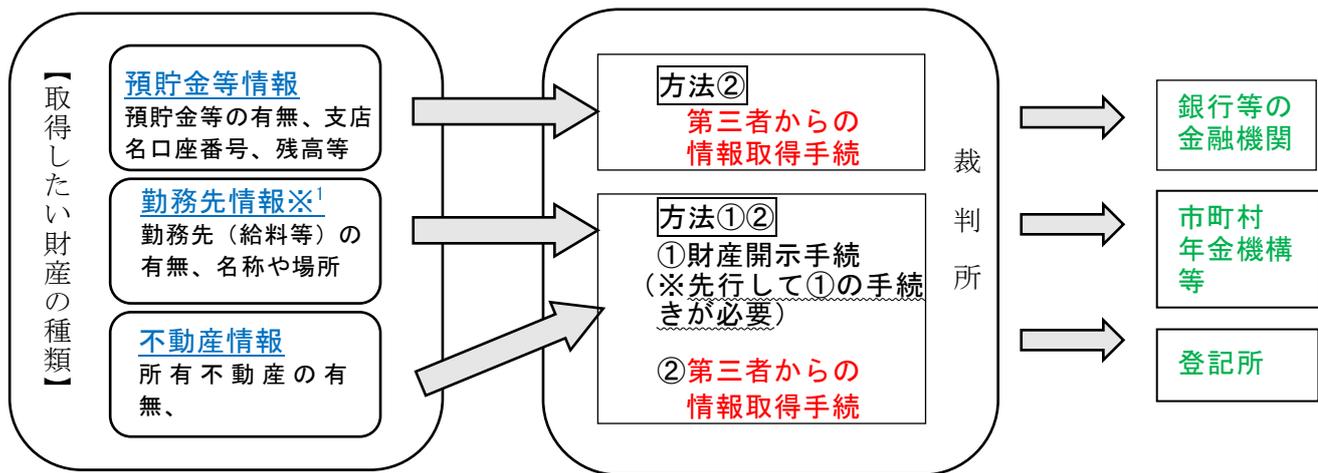
裁判官が、支払い義務者に出頭命令し、どんな財産をもっているか裁判官の前で明らかにさせる手続です。

方法② <<第三者からの情報取得手続>> ※取得したい財産情報によって手続が異なります

相手が財産を適切に開示しない場合、支払い義務者以外の第三者からも財産情報を取得できる手続です。

※取得したい財産情報によって手続が異なります





※¹ 勤務先情報は、養育費等や生命・身体への侵害による損害賠償の債権者のみ申立て可能

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00247.html

Q：申立て手続は、どこの裁判所になりますか？

A：財産開示手続・第三者からの情報取得手続・強制執行の申立ては、支払い義務者の住所を管轄する地方裁判所です。

※ご不明な点、申立て手続き等に関しては、最寄りの裁判所にお問合せ下さい。

○最寄りの裁判所 <http://www.courts.go.jp>

○長崎地方裁判所 <https://www.courts.go.jp/Nagasaki/index.html>

■『長崎県子どもの貧困総合相談窓口』『長崎県にんしんSOS窓口』開設しました。

長崎県が平成30年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の調査結果を踏まえ、本県の子どもの貧困対策等を推進するため、気軽に相談できる体制整備として、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター YELLながさきの中に、新たな相談窓口が設置されました。

ひとりで考え悩んでいる時に、誰でも匿名で気軽に相談できる窓口です。

一人でも多くの県民の皆様にご案内いただき、ご相談いただければと思います。

詳しい内容は同封のチラシをご覧ください。

※開所日時：月曜日～金曜日 10:00～18:00



■まとめ

今回の民事執行法改正は「養育費の不払いを許さない」という国の強い姿勢とも感じられます。子どもの権利のためにやれることから一步一步進めていきましょう。

エールながさきでは、養育費の不払いでお困りの方などのご相談もお受けしております。また、月に一度、弁護士による定期無料法律相談も行っておりますのでご活用ください。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき